

「交通基本法」の制定に向けた意見の募集について

平成 22 年 2 月 1 日

国土交通省総合政策局交通計画課

国土交通省では、「コンクリートから人へ」の政策転換の中で、危機的な状況にある公共交通を維持・再生し、人々の移動を確保するとともに、人口減少、少子・高齢化の進展、地球温暖化対策等の諸課題にも対応するため、交通政策全般にかかわる課題、将来の交通体系のあるべき姿、交通にかかる基本的な法制のあり方等について、現在検討を行っているところです。

この度、広く国民の皆様から、「交通基本法」の制定に向けて、以下の要領で御意見を募集いたします。

これまで、「交通基本法」については、民主党及び社民党が、第 165 回国会(平成 18 年)に共同で法案を提出し、第 171 回国会(平成 21 年)で衆議院解散となったため廃案となっておりますが、この法案(別紙)の内容も含めて、幅広く御意見を頂ければ幸いです。

皆様から頂いた御意見につきましては、今後、「交通基本法」を検討する際の参考とさせていただきます。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「交通基本法」の制定

2. 意見募集期間

平成 22 年 2 月 1 日(月)から平成 22 年 3 月 2 日(火)まで (必着)

3. 意見送付方法

意見提出様式に、氏名、住所、所属(会社名又は所属団体名)、電話番号、電子メールアドレスをご記入の上、以下のいずれかの方法で、意見を提出して下さい。

① 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局交通計画課パブリックコメント担当 あて

② 電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス:koutukeikaku@mlit.go.jp

国土交通省総合政策局交通計画課パブリックコメント担当 あて

※電子メールの件名を「交通基本法制定パブリックコメント」として下さい。

③ FAXの場合

FAX番号:03-5253-1549

国土交通省総合政策局交通計画課パブリックコメント担当 あて

○留意事項

- ・ 御意見を正確に把握するため、電話等による御意見は御遠慮願います。
- ・ 頂いた御意見に対する個別の回答はいたしませんので、予め御了承願います。
- ・ 頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることを予め御了承願います。

○参考

交通基本法検討会ホームページ

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_fr_000040.html

(意見提出様式)

国土交通省総合政策局交通計画課パブリックコメント担当 へ

「交通基本法」の制定に向けた意見

1. 氏名
2. 住所
3. 所属(会社名又は所属団体名)
4. 電話番号
5. 電子メールアドレス
6. 意見
(該当箇所)

(意見)